

議 会

1. 議長・副議長	7
2. 議員名簿	7
3. 構 成	8
4. 議会運営	10
5. 議会活動状況	11
6. 報酬・費用弁償等	13
7. 議会事務局	14

1. 議長・副議長



議長 福井久男

歴代市議会議長

歴代	氏名	就任日
1	福井久男	平17. 10. 31



副議長 武藤恭博

歴代市議会副議長

歴代	氏名	就任日
1	武藤恭博	平17. 10. 31

2. 議員名簿

平成19年4月1日現在37人（条例定数38人）

役職	氏名	会派
議長	福井久男	自民市政会
副議長	武藤恭博	凌風会
総務	山口弘展	自民市政会
建設環境	堤正之	自民市政会
経済企業	野中宣明	公明党
文教福祉	野口保信	公明党
建設環境	中本正一	公明党
総務	池田正弘	公明党
経済企業	藤野靖裕	民主クラブ
建設環境副委員長	千綿正明	民主クラブ
建設環境	永渕利己	政新会
経済企業	福島龍一	政新会
経済企業委員長	山本義昭	凌風会
総務	重田音彦	凌風会
文教福祉	大坪繁都	凌風会
文教福祉副委員長	川原田裕明	自民市政会
総務委員長	福井章司	自民市政会
経済企業	永渕義久	自民市政会

役職	氏名	会派
総務	江頭弘美	凌風会
経済企業	副島義和	凌風会
文教福祉委員長	松尾和男	政新会
文教福祉	亀井雄治	政新会
総務副委員長	本田耕一郎	民主クラブ
文教福祉	中山重俊	日本共産党
総務	西村嘉宣	社民党
文教福祉	井上雅子	社民党
経済企業副委員長	田中喜久子	社民党
経済企業	山下明子	日本共産党
文教福祉	森裕一	民主クラブ
建設環境	片渕時汎	政新会
文教福祉	平原嘉徳	凌風会
経済企業	嘉村弘和	自民市政会
建設環境	黒田利人	自民市政会
建設環境	平原康行	凌風会
建設環境委員長	野中久三	政新会
総務	西岡義広	政新会
総務	豆田繁治	政新会

3. 構 成

(1) 議員定数と現員 (平成19年4月1日現在)

法定数上限……38人

条例定数……38人 (合併協定項目による)

現 員……37人 (うち女性3人)

(2) 会派・党派別構成

(平成19年4月1日現在)

会 派 \ 党 派	自 由 民主 党	社 会 民主 党	公 明 党	民 主 党	日 本 共 産 党	無 所 属	計(人)
社 民 党		3					3
凌 風 会	8						8
自 民 市 政 会	8						8
政 新 会	4					4	8
民 主 ク ラ ブ				4			4
公 明 党			4				4
会派に属さない者					2		2
計(人)	20	3	4	4	2	4	37

※所属議員3名以上を会派とする。

(3) 年齢別構成

(平成19年4月1日現在)

年 齢 別	30代	40代	50代	60代	70代	平均年齢
人 員	1	7	16	11	2	55.9才

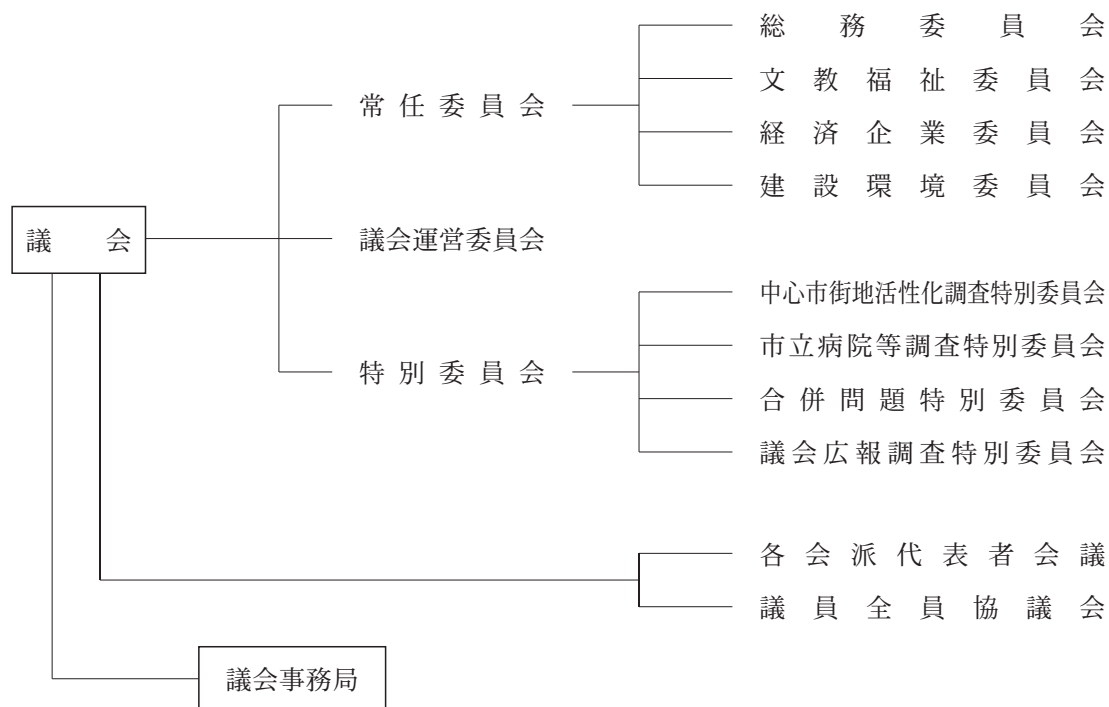
※最年長71歳、最年少35歳

(4) 旧市町村別構成

(平成19年4月1日現在)

旧 市 町 村 名	人 数	構 成 比 (%)
佐 賀 市	27	73.0
諸 富 町	4	10.8
大 和 町	4	10.8
富 士 町	1	2.7
三 瀬 村	1	2.7
計	37	100.0

(5) 議会構成



常任・議会運営・特別委員会の定数、所管（調査）事項

委員会名	定数	所管事項
総務委員会	10	総務部、市民生活部、出納室、固定資産評価審査委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会の所管事務
文教福祉委員会	10	保健福祉部、教育委員会の所管事務
経済企業委員会	9	経済部、農林水産部、農業委員会、交通局、水道局の所管事務
建設環境委員会	9	建設部、環境下水道部の所管事務
議会運営委員会	10	議会の運営に関すること、会議規則・委員会条例等に関すること、議長の諮問に関すること 議会費予算、議会の施設に関すること
中心市街地活性化調査特別委員会	12	中心市街地活性化に関する諸種調査
市立病院等調査特別委員会	12	佐賀市立富士大和温泉病院及び佐賀市国民健康保険診療所に関する諸種調査
合併問題特別委員会	12	合併に関する諸種調査及び付託議案審査
議会広報調査特別委員会	7	議会広報に関する諸種調査

4. 議 会 運 営

(1) 定例会日程の例（概要）

開会日前日	1 日 間	2～3日間	5～6日間	2～3日間	1 日 間	1日間	1 日 間
議会運営委員会	開会、諸報告、特別委員長中間報告、議案付議、提案理由説明	休 会	一般質問 議案質疑	常 任 委員会	議会運営 委員会	休 会	委員長報告、 質疑、討論、 採決、閉会

(2) 一般質問・議案質疑

一般質問・議案質疑は通告制をとっている。一般質問については、一問一答または総括方式の選択制を実施している。

通告書提出日

一般質問通告……招集告示日の翌日まで

議案質疑通告……議案質疑日程の2日前まで

質問・質疑の順序……抽せん（通告書の提出順でのくじ引き）によって決める。

質問・質疑の回数……総括方式の場合は、3回までとしている。

質問の発言時間……答弁を含め基準を60分程度とする。

(3) 決算特別委員会

一般会計・特別会計及び企業会計の各決算の関係議案が提出される9月定例会で設置し、閉会中の継続審査に付された当該議案の審査を行い、12月定例会において審査報告を行う。

注：合併前の各市町村の打ち切り決算分（平成17年9月まで）の議案については、平成18年3月定例会で提出され決算特別委員会を設置し、閉会中に継続審査に付された当該議案の審査を行い、6月定例会において審査報告を行った。

(4) 議会運営委員会

委員の定数は10名とし、各会派（所属議員3名以上）で推薦した者を議長が指名する。議長は地方自治法105条の規定により出席。副議長は運用内規により、オブザーバーとして出席。申し合わせにより会派に準ずるクラブ等からも1名ずつ出席している。

(5) 意見書・決議の取り扱い

意見書案・決議案の提出締切日は定例会当初の休会日程の最終日とする。

提出された意見書案・決議案は、一般質問日程の初日に各会派に配付し、一般質問・議案質疑日程の間を各会派の検討期間としている。

(6) 請願・陳情の取り扱い

請 願……委員会付託日の2日前までに受理した請願書は、すべて常任委員会付託とし、以後提出された請願書は最終日前の議会運営委員会で取り扱いを協議する。

陳 情……陳情書が提出された場合は、速やかにその（写）を議員に配付する。

5. 議会活動状況

(1) 平成18年度議会開催状況

会 別	会期日数	本会議	委員会	開 催 日	会議時間	一般質問者数	傍聴者数	
6月定例会	20	8	2	6月1・6～9・12・13・20日	37時間15分	25	69	
9月定例会	22	9	3	9月8・13～15・19～22・29日	39時間17分	28	63	
11月臨時会	2	2	1	11月13・14日	0時間28分	0	1	
12月定例会	21	9	3	12月1・6～8・11～14・21日	39時間05分	28	90	
3月定例会	26	9	5	3月1・7～9・12～15・26日	40時間05分	25	25	
小計	定例会	89	35	13		155時間42分	106	248
	臨時会	2	2	1		0時間28分	0	1
合計	91	37	14		156時間10分	106	249	

(2) 議案審議状況（平成18年度）

区 分	予 算 案	条 例 案	修 正 案	一 般 議 案	専 決 処 分	意 見 書 案	決 議 案	請 願 書	動 議	諮 問	選 挙	選 任	任 命	推 薦	委員会 審査 報告書	決 算 書	継続 審査 申出書	辞 任・ 辞職	報 告	議 員 派 遣	計
可 決	44	65		76		10	1		1											1	198
修正可決																					0
否 決			3			6			1												10
継続審査																(12)					(12)
同 意												4	1								5
決 定										6	2	5		1							14
認 定																43					43
承 認					5																5
採 択								3													3
不採択								2													2
許 可																		1			1
撤 回																					0
報 告 等															24				15		39
計	44	65	3	76	5	16	1	5	2	6	2	9	1	1	24	43	0	1	15	1	320
															(12)						(12)

(3) 意見書・決議案（平成18年度提案分）

議 案 名	議決年月日	議決結果
郵便集配局の廃止に反対する意見書案	H18.6.20	否 決
米国産牛肉の拙速な輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書案	H18.6.20	否 決
刑法第208条の2（危険運転致死傷罪）の改正を求める意見書案	H18.6.20	可 決
出資法の上限金利引き下げ等、関係法律の改正を求める意見書案	H18.6.20	可 決
「義務教育費」の確実な財源保障を求める意見書案	H18.6.20	可 決
脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書案	H18.6.20	可 決
飲酒運転撲滅を宣言する決議案	H18.9.20	可 決
障害者自立支援制度の充実を求める意見書案	H18.9.29	否 決
難病対策の確立を求める意見書案	H18.9.29	可 決
全国森林環境・水源税の創設を求める意見書案	H18.9.29	可 決
新しい地方分権改革の推進を求める意見書案	H18.9.29	可 決
道路整備財源の確保に関する意見書案	H18.9.29	可 決
庶民大增税の中止を求める意見書案	H18.12.21	否 決
県として就学前までの医療費助成の実施を求める意見書案	H18.12.21	否 決
違法伐採問題への対応強化を求める意見書案	H18.12.21	可 決
安心できる国保制度にむけ、市町村国保に対する国の支援強化と改善を求める意見書案	H19.3.26	否 決
障害者自立支援制度の改正充実を求める意見書案	H19.3.26	可 決

(4) 陳情・請願の受理状況

(件 数)

	平成17年度	平成18年度
陳 情	18	21
請 願	3	5

(5) 行政視察来訪件数・人員

	平成17年度	平成18年度
件 数 (件)	39	75
人 員 (人)	239	570
うち宿泊 (件)	15	43

※平成17年度は市町村合併後（平成17年10月1日）から

6. 報酬・費用弁償等

(1) 議員報酬

区 分		平17.10.1適用
議 長		699,000円
副 議 長		613,000円
議 員		559,000円

(2) 費用弁償

区 分		平17.10.1適用
日 当		な し
宿 泊 料		13,100円
食 卓 料		2,600円
出 席 費 用 弁 償		な し

(3) 旅行雑費

旅行経費相当の額を「旅行雑費」として、旅行先区分に応じ1日当たりの定額により支給。

旅 行 先	東京都の特別区 及び大阪市	左記・右記以外	近 隣 地 区 (全路程50km以上) (~100km未満)
1日当たりの金額	1,000円	800円	300円

(4) 議員期末手当

区 分	H17.12.1適用	H17.10.1適用
3 月 支 給 分	—	—
6 月 支 給 分	160/100	160/100
12 月 支 給 分	175/100	170/100
合 計	335/100	330/100

(5) 研修費用弁償（18年度委員長会議決定額）

常任・議会運営委員会 ……………10万5,000円/人

特別委員会 ……………8万4,000円/人

(6) 政務調査費 ……………総額2,280万円

各会派（会派に準ずるクラブ等を含む）の所属議員数に応じ、議員1人当たり月額5万円の割合をもって算定した額を限度として年2回に分けて交付する。

7. 議会事務局

(1) 機 構

定 数	13人	現 員	12人
局長	1	庶務係長 (次長兼務)	1
副局長	1	庶務係	3
次長	1	議事調査係長	1
		議事調査係	5

(2) 議会費予算 (19年度当初予算)

535,281千円

一般会計構成比 0.8%

(単位：千円)

細 節 区 分	金 額	細 節 区 分	金 額
1. 報 酬	252,453	10. 交 際 費	800
2. 給 料	52,623	11. 需 用 費	11,703
3. 職 員 手 当 等	111,231	12. 役 務 費	183
4. 共 済 費	54,006	13. 委 託 料	12,473
5. 災 害 補 償 費	1	14. 使用料及び賃借料	1,142
7. 賃 金	1,556	18. 備 品 購 入 費	210
9. 旅 費	12,392	19. 負担金、補助及び交付金	24,508

(3) 定期刊行物

刊行物名称	部 数	判 型	発 行 回 数	配 付 先
会 議 録	76	A 4	定例会、臨時会ごと	議員、執行部
市 議 会 だ よ り	89,000	A 4	定例会ごと (2年ごとに臨時会)	市内全世帯、地元選出国會議員、 その他
点字市議会だより	106	A 4	定例会ごと	市内視覚障害者及び関係施設
声の市議会だより	75	カセット テープ	定例会ごと	市内視覚障害者及び関係施設
議 会 要 覧	200	A 5	4年に1回	議員
市 政 概 要	400	A 4	年1回	議員、執行部 (部課長以上)、来 訪市、他市交換用、その他
佐賀市議会の あ ら ま し	600	A 4	年1回	議員、来訪市
佐賀市議会の し お り	1,000	4つ折り A 5	4年に1回	議員、来訪市、その他

(4) 議会活動への支援 5 - 6

佐賀市議会は、これまで議会運営の活性化と効率化のため、本会議のテレビ放映、議会報への議員氏名の掲載、また、本会議の一般質問の方法も見直し、執行部との一問一答方式及び質問席と答弁席の対面方式の採用などを実施してきました。

市の意思決定に重要な役割を担っている議会には、民意を的確に反映して市政を監視・是正していくことが常に求められており、今後も、より市民にわかりやすい議会のあり方に向け、また、議会及び議員の活動が積極的かつ効率的に行われるために議会活動の支援が必要です。

① 議会運営への支援

本会議、委員会等が議事機関としての機能を十分に発揮できるよう、事務の適正化、効率化を図る。

② 議員活動への支援

市民の代表者として、民意の的確な反映や公平・公正な審議ができるよう、必要な支援を行う。

③ 議会広報への支援

議会のわかりやすい広報のため、有効な情報媒体を活用して市民にわかりやすく伝える。

(5) 議会関係施設

(単位：㎡)

室名	面積	室名	面積
議場	275.5	一般傍聴席（74席）	58.0
委員会室	第一会議室	議員控室	266.3
	第二会議室	第一応接室	16.7
	第三会議室	第二応接室	16.7
	第四会議室	局長室	24.5
大会議室	121.0	議会事務局	99.8
議長室	51.8	文書資料室	45.4
副議長室	51.8	図書室	45.4
正副議長応接室	51.8	談話室	45.4
執行部控室	44.2	ロビー、便所、倉庫等	462.14
市政記者席	29.0	計	1,995.84

総合計画

総合計画（マスタープラン）

計画策定の趣旨

2005年10月1日、佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村の1市3町1村が合併し、新しい「佐賀市」がスタートを切りました。

本計画は、合併後最初の総合計画であることから、旧市町村の歴史や文化等を継承し、社会・経済情勢の大きな変化に的確に対応しながら、融和と発展のもと、新しいまちづくりを計画的、かつ、総合的に進めていくために、1市3町1村で合意した新市建設計画を基本として、新たな都市像に向けた長期的な展望を示す総合計画を策定いたしました。

計画の役割・位置付け

◇市役所における「行政経営の指針」

今回の総合計画は、新市建設計画を発展させる形で策定された、新しい佐賀市にとって第1次となる「まちづくりの計画」であり、市役所にとっては、施策を展開する際の基本方針を示した「行政経営の指針」となるべきものです。そのため、総合計画は行政経営における最上位計画と位置付けられています。

◇市民における「まちづくりの指針」

これからのまちづくりには、行政だけではなく、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等がより主体的に参画していくことが期待されます。総合計画は、行政経営の最上位計画であると同時に、本市の地域社会づくりを行っていくための基本となる計画であり、市民と行政が共有する目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けてそれぞれに期待される、あるいは、それぞれが果たすべき役割を示すことで、市民と行政が手を携えて取り組む「まちづくりの指針」となるものです。

計画の構成

この総合計画は、本市の目指す将来像及び政策展開の基本方向等を示した「基本構想」と、この構想を実現するための施策や基本事業を体系化した、まちづくりの具体的な指針となる「基本計画」の2つで構成されています。

計画の期間

計画の基準年次を2007年度（平成19年度）とし、目標年次を2014年度（平成26年度）とする8年間の計画です。ただし、社会・経済情勢の変化が予想されるため、基本計画については、中間年度の2010年度（平成22年度）に必要な見直しを行います。

佐賀市総合計画

基本構想

■社会潮流の変化

- (1) 人口構造の変化
- (2) 暮らしの安全・安心の確保に対する意識の高まり
- (3) 産業構造の変化と情報通信手段の高度化・多様化
- (4) 環境問題の顕在化
- (5) 価値観・ライフスタイルの多様化
- (6) 「公共」のあり方の見直し

■基本理念

- (1) 量的拡大から生活の質の向上へ
- (2) 安全で、安心して暮らせる社会へ
- (3) 自立と自己責任の時代へ
- (4) 知と個性の時代へ
- (5) こころ通わず時代へ

佐賀市の将来像

人と自然が織りなす「やさしさと活力に
あふれるまち さが」

■政策展開の基本方向

佐賀の個性を生かした
魅力ある地域産業の実現

地域で安心して生活できる
社会の実現

自然と調和した
個性的な美しいまちの実現

豊かな心を育み、
楽しく学習できる社会の実現

地域経営の推進

■総合計画を推進するに当たっての 基本姿勢

協働によるまちづくりの
推進

男女共同参画社会の実現

行政経営の有効性と
効率性の追求

福岡都市圏を意識した
まちづくりの推進

基本計画

■将来推計(人口フレーム・産業フレーム)

■土地利用(土地利用方針・土地利用計画・都市構造)

■分野別計画

政策 (5)	施策 (38)	基本事業 (115)
佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現	◎観光の振興	情報の効果的発信ほか
	◎商工業の振興	既存商工業の経営支援ほか
	◎農林水産業の振興	農林水産品情報の発信ほか
	◎中心市街地の活性化	街なか居住の推進ほか
地域で安心して生活できる社会の実現	◎地域福祉の充実	福祉サービスの充実ほか
	◎高齢者福祉の充実	高齢者の自立生活支援ほか
	◎障がい者の自立支援	地域生活への支援ほか
	◎健康づくりの支援	自主的な健康づくりの支援ほか
	◎地域医療の充実	救急医療体制の充実ほか
	◎生活困窮者の自立支援	適正扶助の推進ほか
	◎生活者の安全確保	防犯対策の充実ほか
	◎防災・危機管理対策の充実	消防・救急体制の充実ほか
	◎人権尊重の確立	人権意識の高揚ほか
	◎男女共同参画社会の実現	男女共同参画の促進ほか
自然と調和した個性的な美しいまちの実現	◎計画的な土地利用の推進	土地の有効利用の推進ほか
	◎総合交通体系の確立	生活バス路線の確保ほか
	◎道路ネットワークの充実	生活道路の整備による安心・快適な移動の確保ほか
	◎住宅環境の充実	快適な居住環境の充実ほか
	◎景観の形成	景観形成の推進ほか
	◎都市緑化の推進	緑化活動の推進ほか
	◎農業振興地域の保全	農業基盤の維持ほか
	◎森林の保全	森林環境の整備ほか
	◎水辺空間の充実	水辺空間の整備ほか
	◎環境の保全	自然環境保全活動の推進ほか
◎循環型社会の構築	家庭系ごみの排出抑制とリサイクルほか	
豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現	◎子育て支援の充実	子育てと仕事の両立のための支援ほか
	◎就学前からの教育の充実	幼児教育の充実ほか
	◎家庭・地域・企業の教育力の向上	家庭の教育力の充実ほか
	◎生涯学習の推進	多様な学習機会の提供ほか
	◎市民スポーツの充実	生涯スポーツの推進ほか
	◎魅力ある文化の醸成	遺跡、史跡等の保存・整備と活用ほか
	◎文化芸術活動の振興	市民文化活動の創造ほか
地域経営の推進	◎協働と市民活動の推進	協働の仕組みづくりほか
	◎情報の共有化の促進	情報の共有化の促進
	◎効果的・効率的な行政経営の推進	経営の仕組みの充実ほか
	◎財政の健全性の確保	健全な財政運営ほか
	◎業務執行体制の充実	職員の資質の向上ほか
◎議会活動への支援	議会運営への支援ほか	

■重点プロジェクト

事務事業
(約1200事業)

個別計画

本書では、各事業の総合計画上の位置付けを認識してもらうため、参考までに事業名等の横に番号を付けています。番号は下記の施策一覧の番号に対応しています。

(例：番号が **1-1** の場合、「政策1. 佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現」「施策1. 観光の振興」に位置付けられます。)

政 策

施 策

1. 佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現

- 1-1 観光の振興
- 1-2 商工業の振興
- 1-3 農林水産業の振興
- 1-4 中心市街地の活性化

2. 地域で安心して生活できる社会の実現

- 2-1 地域福祉の充実
- 2-2 高齢者福祉の充実
- 2-3 障がい者の自立支援
- 2-4 健康づくりの支援
- 2-5 地域医療の充実
- 2-6 生活困窮者の自立支援
- 2-7 生活者の安全確保
- 2-8 防災・危機管理対策の充実
- 2-9 人権尊重の確立
- 2-10 男女共同参画社会の実現

3. 自然と調和した個性的な美しいまちの実現

- 3-1 計画的な土地利用の推進
- 3-2 総合交通体系の確立
- 3-3 道路ネットワークの充実
- 3-4 住宅環境の充実
- 3-5 景観の形成
- 3-6 都市緑化の推進
- 3-7 農業振興地域の保全
- 3-8 森林の保全
- 3-9 水辺空間の充実
- 3-10 環境の保全
- 3-11 循環型社会の構築

4. 豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現

- 4-1 子育て支援の充実
- 4-2 就学前からの教育の充実
- 4-3 家庭・地域・企業の教育力の向上
- 4-4 生涯学習の推進
- 4-5 市民スポーツの充実
- 4-6 魅力ある文化の醸成
- 4-7 文化芸術活動の振興

5. 地域経営の推進

- 5-1 協働と市民活動の推進
- 5-2 情報の共有化の促進
- 5-3 効果的・効率的な行政経営の推進
- 5-4 財政の健全性の確保
- 5-5 業務執行体制の充実
- 5-6 議会活動への支援